げんまい新聞

第12号　日々の在宅医療介護に役立つ知恵と情報をお届けします

製作者
玄米
クリニック
西原町翁長834
トムズビル2階
☎098-944-6663

医療費が高額になっても安心！「高額医療費制度」を上手に使いましょう

ご家族が病気やケガで入院されたり、治療が長引いたりすると、「医療費の支払いは、いったいいくらになるんだろう…」と不安に思われるかもしれません。
特にご高齢のご家族を介護されていると、通院や急な入院の機会も増えがちです。
しかし、日本には医療費の家計負担が重くなりすぎないように守ってくれる、大切なセーフティネットがあります。それが「高額医療費制度（こうがくいりょうひせいど）」です。
この制度を知っているかどうかで、一時的な支出や家計の安心感が大きく変わってきます。ぜひ、この機会に基本を理解しておきましょう。

1. 「高額医療費制度」って、いったい何？

一言でいうと、「1ヶ月（月の1日～末日まで）に支払った医療費（保険診療）の自己負担額が、決められた上限額を超えた場合、その超えた分のお金が後で戻ってくる（払い戻される）」制度です。
私たちは病院の窓口で、かかった医療費の1割～3割を「自己負担額」として支払っています。しかし、大きな手術や長期の入院をすると、この自己負担額が何十万円にもなることがあります。
そんな時でも、「あなたはこの金額まで払えば大丈夫ですよ」という「自己負担限度額」が、この制度によって決められています。

2. 「自己負担限度額」はいくら？

この「上限額」は、全員一律ではありません。
その方の年齢（70歳未満か、70歳以上か）と、所得（世帯の収入）によって、いくつかの区分に分かれています。
例えば、70歳以上で一般的な所得（住民税課税世帯）の方の場合、

- 外来（通院）のみの上限額は、月18,000円です。
- 入院＋外来の上限額は、月57,600円です。

（※これはあくまで一例です。所得によって、もっと低い上限額の方も、高い上限額の方もいらっしゃいます。）

3. 介護するご家族に知ってほしい！ 3つの重要ポイント

①【重要】70歳以上の方は、窓口での支払いが自動で上限額までになります
この制度の一番便利な点です。
70歳以上の方の場合、病院や薬局の窓口で「健康保険証」と「高齢受給者証」（またはマイナンバーカード）を提示すれば、1つの医療機関での1ヶ月の支払いが、自動的に上記の上限額でストップします。
例えば、入院費の自己負担額が20万円と計算されても、窓口で支払うのは（一般的な所得の方なら）57,600円だけで済むのです。

② 複数の病院にかかっても、合算できます（世帯合算）
「A病院で1万円、B病院で1万円、薬局で5千円…」と、複数の場所で支払った場合、窓口での支払いは自動で止まりません。
しかし、心配はご無用です。
同じ月に支払った保険診療の自己負担額は、すべて合算できます。その合計額が上限額（例：外来のみなら18,000円）を超えていれば、超えた分は後で申請して払い戻してもらえます。さらに、同じ健康保険に加入しているご家族（例：ご夫婦）の分も合算できます。

③ 食事代や個室代は対象外です
この制度の対象となるのは、あくまで「保険診療」にかかる自己負担額です。
以下の費用は対象外となりますので、ご注意ください。

- 入院中の食事代（食費）
- 差額ベッド代（希望して個室などに入った場合の費用）
- 保険がきかない自費診療（先進医療の一部など）

4. もし、お金が戻ってくる場合は？（払い戻しの流れ）

合算した結果、上限額を超えて支払っていた場合、どうすればよいでしょうか。
多くの場合、ご加入の健康保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度なら市町村、会社の保険なら健康保険組合など）から、診療を受けた約3〜4ヶ月後に「払い戻しの申請書（支給申請書）」がご自宅に郵送されてきます。
その書類に必要事項を記入して返送すれば、指定した口座に、超えた分のお金が振り込まれます。
もし「該当するはずなのに、お知らせが来ないな？」と思ったら、ご家族の保険証に記載されている「保険者（市町村や組合）」へ問い合わせてみてください。